

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

監督指導による賃金不払い残業の是正結果（平成 28 年度）

◆監督指導結果の発表

厚生労働省は、時間外労働等に対する割増賃金を支払っていない企業に対して労働基準法違反で是正指導した結果（平成 28 年度分）を取りまとめ、公表しました。

全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間に不払いだった割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめています。

◆平成 28 年度の是正結果のポイント

(1) 是正企業数：1,349 企業
（前年度比 1 企業増）

…うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、184 企業

(2) 支払われた割増賃金合計

額：127 億 2,327 万円（同 27 億 2,904 万円増）

(3) 対象労働者数：9 万 7,978 人（同 5,266 人増）

(4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円

◆遡及支払金額別の詳細

(1) 100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況

業種別でみると、「商業」が 304 件で最も多く、次いで「製造業」の 267 件が続いています。

業種別の労働者数でみると、「製造業」の 19,447 人が最も多く、次に「保険衛生業」の 17,103 人となっています。

(2) 1,000 万円以上の割増賃金の遡及支払状況

業種別でみると、「製造業」と「商業」がともに 34 件、「保険衛生業」が 23 件で全体の半分を占めており、対象労働者数は、「商業」9,563 人、「製造業」7,617 人となっています。

◆今後の取組み

今後も、厚生労働省による賃金不払残業の解消に向けての取組みや、労働基準監督署による指導は強化されていきますので、企業としても今まで以上に徹底した労務管理が求められます。

“転ばぬ先の杖”として
… 会社を健康にする
「THP」に取り組もう！

◆「THP」とは？

「THP」という言葉をご存じですか？ これは「心と体の健康作り運動」（Total Health promotion Plan）のことで、社員が不健康にならないよう、一次予防に重点を置いて会社がヘルスケアを行うものです。

健康診断では異常が認められなくても、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予備軍となる人はたくさんいます。こうした方たちが病気になる前に予防ができれば、治療のために仕事を休む必要もなくなり長く働い

てもらえますし、健康であれば仕事の効率もポテンシャルも上がってきます。

厚生労働省でも、指針（「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」）を示し、THPの推進を図っています。

◆「THP」の進め方

THPは、「計画→推進体制を整える→健康測定→健康指導→実践→評価」というサイクルを繰り返して実践していきます。実践メンバーは、次の6名です。

- (1) 産業医：健康測定結果から、社員個人に合った指導内容・目標を作る。
- (2) 運動指導担当者：社員個人に合った運動プログラムを作り、指導する。
- (3) 運動実践担当者：社員に運動のやり方をアドバイスする。
- (4) 心理相談担当者：メンタルヘルスケアを行うとともに、職場の良い雰囲気作りをする。
- (5) 産業栄養指導担当者：社員に食習慣についてアドバイスする。
- (6) 産業保健指導担当者：仕事と生活に合わせた健康的な生活のためのアドバイスをする。

◆「THP」に取り組もう！

THPメンバーは、それぞれ、十分な知識がある人を選ぶ必要があります。

所定の資格を有する専門の指導者を抱えていない企業のために、企業外の専門サービス機関を国が認定・登録し、その機関が企業の健康づくりを支援する仕組みもありますので、活用を検討してみてもはいかがでしょうか。

積極的に取り組んで、社員がいきいきと働くことのできる職場環境作りを目指しましょう。

10月の税務と労務の 手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～当事務所より一言～